



産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会ニュース NO. 21 2003. 9. 12
連絡先: 茨城県民主医療機関連合会 (029-228-0600)

いま、

「共有林裁判」勝利判決と 「人格権裁判」の重要な局面

弁護士 安江 祐



6月10日、水戸地方裁判所で、共有林の埋立の差し止めを認める原告勝訴の判決が言い渡されました。

この裁判は、処分場建設予定地に隣接する共有林の所有者34名のうち、大枝喜代さんをはじめとする有志の方々が原告となり、赤塚設備に対し、共有林を埋め立てることの差し止めを求めているものです。

判決では、埋立について共有者全員の同意があったとは言えないとして、原告の請求を全面的に認めました。厳しい地域条件のもとで、処分場建設阻止のために裁判に立ち上がった原告の方々にあらためて敬意を表したいと思います。

この判決により、赤塚設備は共有林を普通土で埋め立てることができなくなりました。赤塚設備の代表者は、処分場を建設するためには、共有林に接する処分場予定地に長さ約200m、高さ約15m、厚さ約2mの堅固な隔壁を設けねばならず、そのための工事費が約1億5000万円かかり、また、その分埋立容量が減少することから「採算性の点から、本件計画は事実上不可能になる」と裁判所に提出された陳述書で述べています。

このように、今回の判決は、産廃処分場建設阻止のために闘う私たちにとって、たいへん大きな勝利となりました。

しかし、残念ながら、赤塚設備はこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しました。高裁での第1回期日は10月14日に予定されています。

水道水の汚染等を理由とする人格権に基づく差し止め請求の裁判は、現在も水戸地方裁判所に係属しています。こちらの方は、長野の関口先生が作成した意見書を裁判所に提出しています。この意見書は、裁判における我々の主張を専門家の立場から裏付けてくれるもので私たちにとっては、たいへん有力な証拠となっています。現在は、この意見書に対する赤塚設備側の反論待ちの状態です。こちらの裁判でも勝利判決を勝ち取り、今回の共有林判決と合わせ、赤塚設備に対し、処分場建設断念を迫りたいと考えています。処分場建設阻止の闘いも、ここに来てたいへん重要な局面を迎えています。皆さんの力を合わせ、最後まで頑張りたいと思います。

■共有林裁判勝利判決 地元報告集会開かれる

——高根公民館で8/23——

6月10日(判決当日)の水戸市五軒町びよんどでの報告集会に続き、8月23日、うだるような暑さのなか、地元高根公民館で全隈や成沢の住民の方々、原告の方々、連絡会のメンバー等30人の参加者で報告集会が開かれました。冒頭、木戸田会長の代理で高野さんが主催者あいさつ。続いて弁護士の安江先生から、この判決の持つ意味や赤塚設備側の控訴理由書の内容、今後の高裁での裁判の展開の見通し、また、人格権裁判との関連等々のお話があり、参加者は真剣に聞き入りました。その後参加者からは質問、意見等が活発に出されました。

地元では

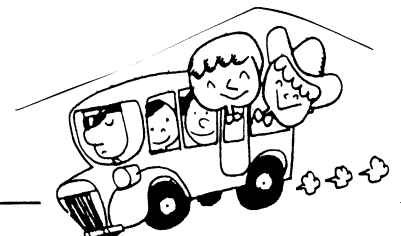
- 地元では、原告となられた方々に対する周囲の人の反応はいかがでしたか。何か言われたり質問を受けたりしましたか。
- 全くそれはありません。話題にもしません。ここ地元の人間も、表面上はともかく本心では誰も産廃処分場なんか嫌に決まっていますから。意見表明しないだけです。
- 地元の果樹園の人に聞いたら、「処分場問題はもうすでに決着済みで、もうできないことになった」と答えてましたよ。
- それは決着済みと本当に思っているのか疑問です。村の中で賛成反対と対立し合うのが嫌なので、平穏を装っているのが本当のところかもしれません。
- 地元では一番、産廃問題の情報を欲しているのが、チラシやニュースを全戸配布した方が良いと思います。

この判決により

- この判決により、共有林の埋め立てが不可能となり、業者は計画の申請をし直すことになるのですか。それとも変更の手続きだけになるのですか。
- このことについてはまだ不明ですが、少なくとも大幅な設計変更が必要で、厚さ2m、長さ200mのコンクリートの堤防をつくらなければならない、当初の仕切り板より1億5千万円以上も費用アップになると裁判の中でも述べています。

運動をどう盛り上げるか

- 人格権裁判も、裁判長による3月の現地調査は相当有効で、説明にあたった関口さんの話も説得力がありました。結審までにはそんなに長くはかからないと思います。
- 業者は私たちの反対運動が先細りになるのを待っているのかもしれない。私たちは何としても多くの人に訴えて、運動を一層盛り上げていきましょう。
- 今日は甲子園で優勝をきめた常総学院にあやかって！
- 高裁傍聴も組織しなくては。傍聴席もたくさんありますから。
- 第1回は10月14日、みんなでバスで高裁へ行きましょう！



■世界水フォーラム (3/16~23) と全隈

「水は生きとし生けるものすべての共有財産、そして基本的人権！」

世界水フォーラムは、3年に1度専門家・政治家・NGO等が集まり、水問題解決のために議論を深め、その重要性を広くアピールすることを目的に開かれます。今年3月に京都、滋賀、大阪の琵琶湖・淀川流域で開かれた世界水フォーラムは、折からの米英によるイラク攻撃と重なり、あまりマスコミに取り上げられませんでした。167ヶ国から1万5千人以上が参加しました。最終日に採択された閣僚宣言は、国連の場で確認された「水は基本的人権であり、すべての人々に保障されるべき」という基本原則からみてまだまだ不十分である、とNGOから不評でした。

第3世界の貧しい国の女性や子供は、家族がその日に使う水をかつぎ、毎日何キロもの道を何時間もかけて往復する生活を強いられています。現在、世界中の多くの人々が飲み水を手に入れるのに苦勞しているのです。世界で5人に1人は安心して飲める水が手に入らず、2人に1人はトイレや下水道が使用できないという不衛生な環境で生活をしており、水による感染症で毎年500万人~1000万人が死亡しているのです。

一方、私達の身近なところでも深刻な水の問題があります。

水戸市の豊かな水道水源地「全隈」に産業廃棄物処分場の建設計画があり、8年越しの反対運動が続いています。産廃処分場による汚染が後々、私たちや子、孫を苦しめることは想像にたくありません。また、神栖町、鹿嶋市周辺の井戸水からは高濃度のヒ素が検出され住民に被害が広がっています。旧日本軍が戦争中に廃棄した毒ガスによるものです。58年経って人々の健康を蝕んでいるのです。

21世紀は「水の世紀」と言われています。水にまつわる多種多様の問題に直面しているからです。私たちの「命の水を守る」運動は、次の世代の人々へ良好な自然環境を引き継ぐことでもあります。同時にこの地球上から戦争や貧困をなくすことも視野に入れ、水問題に取り組み、水の世紀を生きる同時代の人々と連帯したいと思えます。 (矢田部礼子)



「勝訴」を喜ぶ原告側支援者ら=10
日午後1時20分ごろ、水戸地裁前

2003.6.11
「茨城新聞」より

「命の水守られた」

喜ぶ原告

「命の水が守られた」と喜ぶ原告。赤塚設備工業側の関係者は「反対運動だけでは何も解決しない」と訴える。

午後一時すぎ、水戸地裁の法廷は原告側で満員になり、入りきれない支援者は地裁の外で吉報を待った。判決後、原告側の一人が「勝訴」の垂れ幕を持って飛び出し報告した。原告の女性は「孫の代まで水源を引き継ぐ」と笑顔を見せた。

一方、同社側の関係者は「現代社会に処分場は不可欠」と訴える。「各地の反対運動が産廃のたらい回しを生み、暴力団の介入につながる」と指摘する。

処分場は水戸市西部の那珂川の支流、田野川近中。

提訴に先立つ仮処分申請では、原告の訴えが大筋で認められた。

裁判期日のお知らせ

★2003年9月30日(火)午前10時10分

全限人格権裁判——水戸地裁

いよいよ結審も近い？！

みんなで傍聴しましょう。10時に集合して下さい。

終了後、弁護士会館で報告会を行います。

★2003年10月1日(水)午前10時

笠間ふじみ湖裁判審尋——水戸地裁

「水色」のカラーを身につけて。(手持ちの帽子、Tシャツ、リボン、
スカーフ等工夫して下さい。)

終了後11時より水戸市民会館4階で報告会を行います。

★2003年10月14日(火)午後1時15分

全限第1回共有林控訴審——東京高裁

バスに乗ってみんなで傍聴しに行きましょう。(詳細別紙)



「東京高裁へみんなで行こう！」

バスの中で交流しましょう！